

平成24年7月25日

〒491-0854

愛知県一宮市北園通2丁目9番地  
森金商店こと森おわ 殿

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット

理事長 杉浦 市川

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258, FAX: 052-265-9259)

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、貴殿に対し、平成23年8月19日付け申入書において、貴殿が定型で利用されている契約書（覚書）の開示、及び覚書第4項の削除等を要請しておりましたが、貴殿からは何らの回答もありませんでした。

そうした状況の中、名古屋地方裁判所一宮支部に係属していた貴殿と顧客らとの間のガス配管工事代金等の支払をめぐる訴訟について、平成24年3月30日、貴殿全面敗訴の判決が下されましたので、消費者保護及び被害救済の見地から、再度別紙の通り申し入れをさせていただきます。

なお、本申入れの内容、貴殿からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 第1 申入れの趣旨

- 1 貴殿が、定型で利用している契約書（覚書）の使用を直ちに中止してください。
- 2 顧客らに対し、上記覚書を根拠として、ガス配管工事代金等の裁判上及び裁判外の請求をすることをやめてください。
- 3 新規にガス供給契約の締結を検討している消費者に対し、ガス配管工事代金等を無償とする意思はないにもかかわらず、「ガス配管工事代金は無償である」などとあたかもガス配管工事代金等が無償であるかのように偽って勧誘することをやめてください。

### 第2 申入れの理由

- 1 申入れの趣旨1について（覚書の使用中止）

- (1) 名古屋地方裁判所一宮支部平成24年3月30日判決（以下、単に「判決」といいます。）の内容－契約不成立

ア 判決は、貴殿の主位的請求、すなわち貴殿と顧客らとの間において準消費貸借契約類似の非典型契約が成立しているとの原因に基づくガス配管工事代金の請求につき、契約内容が不明で主張自体失当であるとして排斥しました。

また、判決は予備的請求、すなわち請負契約ないし売買契約に基づく請求についても排斥しつつ、そもそも、貴殿による請求原因の主張の度重なる変遷自体が、貴殿が、顧客らといかなる契約を締結したかについて認識していなかったことを示すものであると指摘しています。

イ さらに、覚書についても、「上記物品代金並びに工事代金を借り受けた、ガス購入を中止する場合には物品の代金、工事代金（上記金額）は現金により全額返済します。」との記載だけをみれば準消費貸借契約が成立したと考えられる余地はあるものの、「盗難、紛失及び破損の場合はその代金を支払う、借受物品を他人に譲渡転貸しない、借受物品及び既設諸工物品を利用して他店からLPガスなどの購入を受けない」と設備や物品を借り受けたとしか考えられない記載も存在するから、覚書が使用貸借契約の書面であると解釈することもできるとし、覚書があるからといって、準消費貸借類似の非典型契約ないし準消費貸借契約が成立するというにはならないと判示しました。

ウ すなわち、判決は、覚書の各記載の有効性以前の問題として、そもそも貴殿が主張する準消費貸借類似の非典型契約及び請負契約乃至売買契約が成立したと認定することは到底できないと判示して、貴殿の顧客らに対するガス配管工事代金請求権を否定しています。

加えて、判決は、貴殿が、顧客らに覚書に署名押印をしてもらう際、顧客らに対して、契約についての十分な説明をしたとは認められず、単にガス工事完了を認めてもらうための書類にすぎないなどとの虚偽の説明をして署名押印をさせたもの、とも認定しています。

## (2) 小括

以上の判示内容からすると、貴殿と顧客らとの間では、ガス配管工事代金につき貴殿の主張する各契約は成立しておらず、覚書は、顧客がこれに署名押印したからといって、貴殿の主張する契約の成立を裏付ける書面とはなりえません。

のみならず、貴殿が覚書を顧客らに示してガス配管工事代金の請求をし、これに対して、誤って支払義務のないガス配管工事代金を支払ってしまった顧客も存在することに鑑みると、覚書は、成立したとは認められない契約があたかも成立しているかのような誤解を与える不適切な書面であると評価せざるを得ません。

さらに、覚書への署名押印を求める際の貴殿の顧客らに対する説明は、極めて不十分であり、かつ虚偽の内容が含まれているおそれがあります。

したがって、当団体は、貴殿に対し、覚書の使用を直ちに中止するよう申し入れます。

## 2 申入れの趣旨2について（請求の禁止）

### (1) 覚書の存在はガス配管工事代金の請求の根拠とはなりえないこと

既に述べたとおり、貴殿と顧客らとの間では、貴殿が主張する各契約が成立したとは認められず、覚書は契約の成立を裏付ける書面とはなりえないため、覚書の存在が、ガス配管工事代金等の請求根拠とはならないことは明白です。

### (2) 判決の内容—濫訴

また、判決は、貴殿の顧客らに対するガス配管工事代金等の（裁判上の）請求について、ガス配管及び物品の購入費名目の請求は、貴殿が単なる工事完了のサインにすぎないと署名者を詐術して借用証及び覚書にその署名押印をさせた上、そのような書類が残っていることを奇貨として請求権が存在しないのに本訴請求をしたものであって、本訴請求は濫訴であり、不法行為が成立すると判示しています。

### (3) 小括

すなわち、貴殿が、ガス供給契約の中止を申し入れた顧客に対して、覚書を示してガス配管工事代金を請求することは、根拠のない不当請求であるのみならず、支払わない顧客に対して裁判上の請求をすることは、濫訴であり違法行為です。

したがって、当団体は、貴殿に対し、覚書を根拠として、顧客らにガス配管工事代金の裁判上及び裁判外の請求をすることをやめるよう申し入れます。

### 3 申入れの趣旨3について（不当勧誘の禁止）

#### （1）判決の内容－「無償」と述べて勧誘していること

判決は、「貴殿から『ガス配管工事代金は無償である』といわれた（から、ガス供給契約を締結した）」との各顧客の供述は具体的であり信用できるとして、貴殿が、顧客らに対し、ガス配管工事を無償で行うと述べてガス供給契約を締結するよう勧誘していたと認定しています。

#### （2）不当勧誘

しかしながら、貴殿がガス供給契約の中止を申し出た顧客らに対して、ほぼ例外なくガス配管工事代金を請求している事実に鑑みると、貴殿はガス供給契約当初から、ガス配管工事代金を無償とする意思はなかったものと考えざるを得ません。

そうすると、貴殿が、ガス配管工事代金は無償で行うと述べて勧誘することは、貴殿の主観とは異なる事実を消費者に告げて誤解を与える、極めて不当な勧誘といえます。

#### （3）小括

したがって、当団体は、貴殿に対し、新規にガス供給契約の締結を検討している消費者に対し、ガス配管工事代金を無償とする意思はないにもかかわらず、「ガス配管工事代金は無償である」などとあたかも無償とするかのように偽って、貴殿とのガス供給契約を締結するように勧誘することをやめるよう申し入れます。

以 上